

# 国政選挙は世論を広げるチャンス！！

2024. 9. 26

消費税率引き下げを求める私たちにとって、国政選挙は世論に訴える大きなチャンスです。自民党総裁選の後、早い時期に衆議院の解散総選挙が行われることが想定されています。運営委員会では、2021年に作成し公開中の消費税ミニ動画の内容更新を準備中です。多くの人に消費税が持つ逆進性などの問題点を知らせ、税率引き下げの声を広げましょう。

## 11月22日に代表者会議を開催

年に一度の総会に当たる代表者会議を、以下の通り開催しますので、参加団体の皆様はご予約をお願いします。議案書は後日送付します。

また、記念講演は現在開催中の連続学習会を兼ねて公開で行います。こちらにも多くの参加をお待ちしています。

## 第44回代表者会議

- 日時 11月22日(金)14:00~16:00
- 会場 ドーンセンター
- 公開記念講演(2024 連続学習会第9回)

テーマ	講師
子育て支援 国の施策・財源の問題点を考える	中山徹さん 奈良女子大学 名誉教授 自治体問題研究所 理事長



### 消費税関西連 宣伝行動

8月30日は9名が参加。  
18筆の署名が寄せられました。



<今後の予定>  
■10月1日(火)  
11:45~12:30  
なんば・高島屋前  
\*雨天中止

# 連続学習会「社会保障の仕組みと課題」

## <障害福祉>

### 障害観の転換、社会的障壁の除去を

消費税の増税に反対する関西連絡会（大阪消団連は代表幹事・事務局団体）の連続学習会「よくわかる！社会保障の仕組みと課題」の4つめのテーマは障害福祉。講師は、大阪障害者センター理事長の井上泰司さん。

9月9日と13日の2回の学習会では、障害を社会的な障壁による生活のしづらさ全般と捉え直す世界の潮流に対して、医学的診断に限定した障害に対応している日本の現状が示された。また、介護保険制度以降、福祉的支援を行政処分として実施する公的な仕組みが利用契約制度への転換で市場化されてきたことにより、様々な問題が生じていることが厳しく批判された。

以下では、9月9日に行われた「“障害者”って、誰のこと」の概要を紹介する。

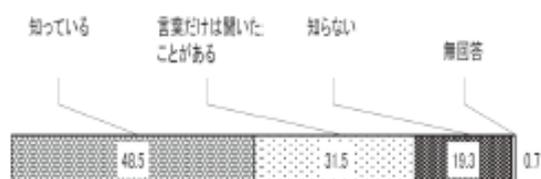
#### 平等とかけ離れた障害者の現実

障害者・障害者施策についての理解・意識と障害者の生活の実態について、幾つかの調査結果に基づき、家族の負担が重く、「親亡き後」への支援の展望を持ってない現状が報告された。

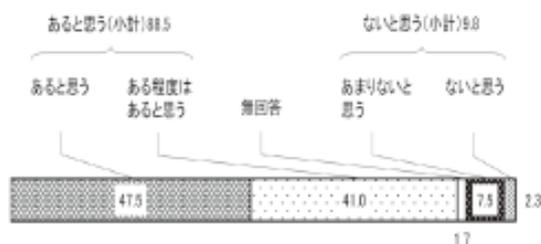
#### ■「障害者に関する世論調査」より

(2022年11月、内閣府)

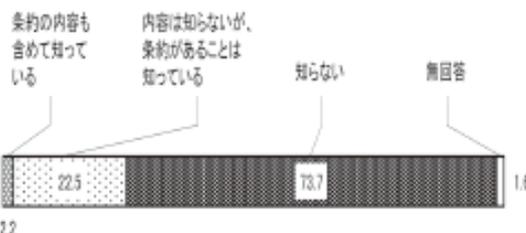
- 障害のある・なしにかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合って暮らすことを目指す「共生社会」という考え方を知っていますか



- 世の中には障害のある人に対して、障害を理由とする差別や偏見があると思いますか



#### ●「障害者権利条約」を知っていますか



#### ■「障害のある人の地域生活実態調査報告書」より

(2016年、きょうされん)

【「他の者との平等」からかけ離れている】

- 障害のある人の貧困率は、国民一般のおよそ5倍（年収122万円・いわゆる「貧困線」以下の割合81.6%。年収200万円・いわゆる「ワーキングプア」以下の割合98.1%）
- 40歳代まで親との同居が過半数
- 結婚している人はわずか4.4%

#### 【提言】

1. 障害年金の増額を含めた、所得保障制度の抜本的な拡充を
2. 地域での暮らしを支える福祉の基盤と支援の充実を
3. 障害者権利条約を法律・制度や地域・社会のすみずみに

#### 長く続く家族責任と思恵・排除の思想

日本では、障害者について、「かわいそうな人、やっかいな人、社会の役に立たない人」というイメージが今も少なくない。出生前検診で『障害』の可能性が明らかになると堕胎する人が9割を占める。家族に障害者がいることで結婚が許されないという事例もある。これらの背景には日本の障害者施策の歴史と現実がある」として、障害者施策の推移が紹介された。

戦前には、現在も続く「家族責任」を大前提として、「かわいそうな人」への恩恵的救済施策とされ、ライ予防法では強制隔離・強制不妊による患者撲滅政策が取られた。戦後には、大規模施設での保護と

旧優生保護法の「優性上の見地から不良な子孫の出生を防止する」ための強制不妊手術による予防が行われてきた。ライ予防法と優生保護法の廃止は1996年のことである。

## 医学モデルから社会モデルへ

1980年代からは、予防・リハビリテーション・機会の均等化が謳われるようになり、2006年成立の障害者権利条約（日本は2014年締結）によって社会的障壁の除去と必要な支援へと転換した。これは「障害」を個人の責任とせず、生活のしづらさに対する社会制度のあり方として整備を進めることを意味している。

この転換の背景には、障害観の医学モデルから社会モデルへの転換がある。

### ○医学モデル

医学モデルとは「個人モデル」とも呼ばれており、医学的観点から診断された障害を本質であると捉え、個人的治療により問題解決を図る考え方。障害によって生み出された障壁は個人の責任であり、治療によって社会に適応していかなければならない。

### ○社会モデル

障害によって生み出される障壁が個人の心身機能の問題ではなく、モノ、環境、人的環境など社会のあり方によって生み出されているという考え方。障壁を生み出しているのは社会であり、それを解消するのは社会の責務であるとする。

### 〈4つの障壁〉

- ・物理的障壁：障害者が移動・動作を行う上で生じるバリア。
- ・制度的障壁：障害があることで能力以前に行動や活動の段階で均等な機会を奪われているバリア。
- ・文化・情報面の障壁：障害を理由に必要な情報が十分に得られない状態。
- ・意識上の障壁：障害を抱えている人に対する偏見や差別などで生じるバリア。

※心のバリアフリーとは、「様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと」を指す。

障害者権利条約は、「全ての障害者によるあらゆる

人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む」とし、障害によって日々の暮らしや仕事で生じるさまざまな社会的障壁（バリア）を減らし、最終的に障害のある人も障害のない人も尊重される社会にすることを目的とする。

こうした障害観が定着している北欧では、妊娠中の女性も施策対象とされるなど、その比率は国民の4割に及ぶ。5%にとどまる日本とは大きな違いがある。

## 障害者問題の視点から社会を見る

障害者基本法（2013年）は、障害者を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」、社会的障壁を「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」とし、この規定のもとに、障害者の完全参加と平等、差別ないインクルーシブ社会の実現をめざすとしている。

だが、手帳制度や年金基準、福祉サービス利用のための基準（障害支援基準）は、医学モデルが基本となったままで、その対象が極めて限定されている。また、長い間の優性思想（優れた人間同士を掛け合わせて、優れた人間を生み出す「積極的優生学」、劣った人間に子孫を残させないことで、社会全体を改良する「消極的優生学」）が、社会の中に残されたままになっている。障害者への偏見や差別を助長しない発想への転換と、「役に立たない」「社会に不適合」との考え方が他分野にも広がっていることの問題性を捉える必要がある。

誰もが加齢や事故によって障害を持ちうる。発達障害や精神障害を持つ人が増えている。生活のしづらさを日本でも施策対象に含めていく必要がある。障害者問題は決して他人事ではないと考えてほしい。

## 分野ごとの障害者施策の課題

9月13日の2回目のテーマは「今、障害者が求めている福祉制度とは」。

障害者権利条約を批准してことにより分野ごとに制度の整備が進んではいるが、まだ施策対象を限定的にとらえる傾向があること、優生思想を払拭していく視点が弱いことなど問題は多いことが指摘された。その中からいくつかを紹介する。

### ○バリアフリー法（2020年改正）

正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」。ハートビル法と交通バリアフリー法を統合し、身体障害者だけでなく知的・精神・発達障害者などすべての障害者を対象とする。自治体による条例の制定、「心のバリアフリー」の推進も盛り込まれている。

### ○障害者虐待防止法

児童、高齢者に続いて制定。障害者虐待とは、  
(1) 養護者、(2) 障害者福祉施設従事者等、  
(3) 使用者による、①身体的虐待、②放棄・放置、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5類型。相談・通報件数は増加している。

### ○障害者差別解消法

障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障害のある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて「共生社会」を実現することを目的とする。



今年から、「事業者による合理的配慮」が義務付けられ、「過重な負担」に当たると判断した場合、障害者に丁寧にその理由を説明し理解を得るよう努めることとされた。

### ○障害者総合支援法

障害者手帳取得者が対象。障害支援区分認定を行って、サービス利用計画を提示して提供事業者と利用契約を結ぶ介護保険と同様の仕組み。65歳になると介護保険に移行。従来からの経緯と運動により、一定の利用料軽減措置がある。

福祉的支援を制度上、行政処分として実施する措置制度だったものから、利用契約制度へ転換したことで企業参入が進み、利用者の福祉より営利を優先し、利益が見込めなければ撤退してしまう貧困ビジネスが広がっている。

障害者施策はインクルーシブ社会を目指し人権を守る施策であり、国民全体の福祉水準（ウェルビーイング＝個人や社会の良い状態）を引き上げるための全体の課題として位置付けてほしい。

## <参加者の感想から>

<p>日本ではごく一部の見た目で判断出来る方だけが、障害者と認められているんですね。旧優生保護法すごく大きな過ちだと思います。聴覚に障害があるご夫婦で小学生の子どもを育てている家庭を知っています。子どもは聴覚に異常がなく外出した時には子どもが間に入って手話で通訳しています。</p>	<p>ヨーロッパとの違いに、ドキリとしました。日本の障がい者マークは必要なものとしても、周りにいるどんな人にも優しさで動ける社会になっていければいいなと思いました。</p>
<p>障害者権利条約があることを初めて知りました。生活のしづらさを減らしていくことが、みんなが暮らしやすい社会になることだと思いました。人として尊重される社会にしていくためにも、どのような事が出来るのか自分事として考えていきたいです。ダウン症や発達障害の子ども達が大人になっても安心して暮らせるように、自分も高齢者になり病気やケガや事故で支援を必要とし受ける側もなる、社会全体で考えていくことが大事！</p>	<p>学校の放課後活動指導員をしていて、支援対象の児童が年々増えている実感がありました。国のお金の使い方、不必要と思われる軍備、防衛費のみに大量につき込まれ、福祉や子育てに必要なお金はないからと消費税を増税しようとしたり、社会保障費を上げたり…納得がいきません。政府の予算に対する根本的な考えを変えない限り、ヨーロッパ、北欧諸国の様な福祉に恵まれた国にはなれないと思います。</p>